Ⅶ　参考

※以下の通達、指針等については概要を紹介していますが、全文については、建災防HP（http://www.kensaibou.or.jp/）または、安全衛生情報センターHP（http://www.jaish.gr.jp/）をご参照ください。

1．労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

（厚生労働省労働基準局長・平成21年３月11日・基発第0311001号）

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第23号。以下「改正省令」という。）が平成21年３月２日に公布され、一部の規定を除き平成21年６月１日から施行することとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

第１　改正の趣旨

１　結核健康診断関係

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等に基づく結核に係る健康診断の内容及び専門家による検討結果を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第46条に規定する結核健康診断について、所要の改正を行ったものであること。

２　足場等関係

足場からの墜落災害の発生状況及び専門家による検討結果を踏まえ、足場、架設通路及び作業構台（以下「足場等」という。）からの墜落及び物体の落下（以下「墜落等」という。）に係る労働災害防止対策の強化を図ることとし、安衛則第552条等について、所要の改正を行ったものであること。

第２　改正の要点

１　学校保健法（昭和33年法律第56号）の改正に伴う改正（安衛則第13条及び第44条の２関係）学校保健法等の一部を改正する法律（平成20年法律第73号）の施行に伴い、所要の改正を行ったものであること。

２　結核健康診断の廃止（安衛則第44条、第46条及び様式第５号関係）

⑴　安衛則第43条、第44条、第45条又は第45条の２の健康診断の際結核発病のおそれがあると診断された労働者に対し、その後おおむね６月後に行わなければならないこととされている健康診断を廃止すること。（安衛則第46条関係）

⑵　安衛則第46条の改正に伴い、所要の改正を行ったものであること。（安衛則第44条及び様式第５号関係）

３　事業者は、架設通路の墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であって、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けなければならないものとしたこと。ただし、作業上やむを得ない場合は、必要な部分を限って臨時にこれを取りはずすことができるものとしたこと。（安衛則第552条関係）

⑴　高さ85センチメートル以上の手すり

⑵　高さ35センチメートル以上50センチメートル以下のさん又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「中さん等」という。）

４　事業者は、足場（一側足場を除く。⑴において同じ。）における高さ２メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならないものとしたこと。（安衛則第563条関係）

⑴　墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、わく組足場（妻面に係る部分を除く。以下同じ。）にあってはア又はイ、わく組足場以外の足場にあってはウ

に掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けるものとしたこと。ただし、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時にこれらの設備を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでないこと。

ア　交さ筋かい及び高さ15センチメートル以上40センチメートル以下のさん若しくは高さ15センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備

イ　手すりわく

ウ　高さ85センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「手すり等」という。）及び中さん等

⑵　作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ10センチメートル以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備（以下「幅木等」という。）を設けるものとしたこと。ただし、⑴の規定に基づき設けた設備が幅木等と同等以上の機能を有する場合又は作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な場合若しくは作業の必要上臨時に幅木等を取りはずす場合において、立入区域を設定したときは、この限りでないこと。

5　事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた４の⑴のアからウまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならないものとしたこと。（安衛則第567条関係）

6　事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更（７において「悪天候等」という。）の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならないものとしたこと。（安衛則第567条関係）

⑴　４の⑴のアからウまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無

⑵　幅木等の取付状態及び取りはずしの有無

7　事業者は、悪天候等の後において足場における作業を開始する前に行う点検について、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならないものとしたこと。（安衛則第567条関係）

⑴　当該点検の結果

⑵　⑴の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

8　事業者は、つり足場における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、６の⑴及び⑵に掲げる事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならないものとしたこと。（安衛則第568条関係）

9　事業者は、作業構台の高さ２メートル以上の作業床の端で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、手すり等及び中さん等（それぞれ丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けるものとしたこと。ただし、作業の性質上手すり等及び中さん等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中さん等を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでないこと。（安衛則第575条の６関係）

10　事業者は、作業構台における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならないものとしたこと。（安衛則第575条の８関係）

11　事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更（12において「悪天候等」という。）の後において、作業構台における作業を行うときは、作業を開始する前に、手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならないものとしたこと。（安衛則第575条の８関係）

12　事業者は、悪天候等の後において作業構台における作業を開始する前に行う点検について、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならないものとしたこと。（安衛則第575条の８関係）

⑴　当該点検の結果

⑵　⑴の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

13　注文者は、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について次の措置を講じなければならないものとしたこと。（安衛則第655条関係）

⑴　強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、足場における作業を開始する前に、６の⑴及び⑵に掲げる事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理するものとしたこと。

⑵　強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後において足場における作業を開始する前に行う点検について、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならないものとしたこと。

ア　当該点検の結果

イ　アの結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

14　注文者は、請負人の労働者に、作業構台を使用させるときは、当該作業構台について、次の措置を講じなければならないものとしたこと。（安衛則第655条の２関係）

⑴　強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、作業構台における作業を開始する前に、手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理するものとしたこと。

⑵　強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後において作業構台における作業を開始する前に行う点検について、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならないものとしたこと。

ア　当該点検の結果

イ　アの結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

15　施行期日（改正省令附則第１条関係）改正省令は、平成21年６月１日から施行することとしたこと。ただし、１及び２については、同年４月１日から施行することとしたこと。

16　経過措置（改正省令附則第２条関係）２について、罰則の適用に関し必要な経過措置を定めたこと。

17　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）の一部改正（改正省令附則第３条関係）７、12、13⑵及び14⑵について、電磁的記録による記録及び保存を行うことができるものとすること。

第３　細部事項

１　安衛則第46条関係

安衛則第43条、第44条、第45条又は第45条の２の健康診断の際、結核発病のおそれがあると診断された労働者に対し、事業者は、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成８年健康診断結果措置指針公示第１号）に基づき、再検査又は精密検査受診を勧奨する必要があること。

また、健康診断結果にかかわらず、長引く咳等の結核を疑う症状が認められる労働者に対して、事業者が、速やかに医療機関への受

診を勧奨するよう留意すること。

2　安衛則第552条関係

⑴　第４号の「丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る」とは、繊維ロープ等可撓性の材料で構成されるものについては認めない趣旨であること。

⑵　第４号ただし書の場合において、作業の必要上臨時に同号イ又はロに掲げる設備を取りはずしたときは、当該作業の終了後直ちに元の状態に戻しておかなければならないこと。

⑶　第４号イ及びロの「高さ」とは、架設通路面から手すり又はさんの上縁までの距離をいうものであること。

⑷　第４号ロの「さん」とは、労働者の墜落防止のために、架設通路面と手すりの中間部に手すりと平行に設置される棒状の丈夫な部材をいうものであること。

⑸　第４号ロの「これと同等以上の機能を有する設備」には、次に掲げるものがあること。

ア　高さ35センチメートル以上の幅木

イ　高さ35センチメートル以上の防音パネル（パネル状）

ウ　高さ35センチメートル以上のネットフレーム（金網状）

エ　高さ35センチメートル以上の金網

オ　架設通路面と手すりの間において、労働者の墜落防止のために有効となるようにX字型に配置された２本の斜材

3　安衛則第563条関係

⑴　第１項第３号の「丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る」とは、繊維ロープ等可撓性の材料で構成されるものについては認めない趣旨であること。

⑵　第１項第３号のただし書の場合において、作業の必要上臨時に同号イからハまでに掲げる設備を取りはずしたときは、当該作業の終了後直ちに元の状態に戻しておかなければならないこと。

⑶　第１項第３号の「わく組足場（妻面に係る部分を除く。以下この号において同じ。）」とは、わく組足場のうち、妻面を除いた部分を対象とする趣旨であり、わく組足場の妻面に係る部分については、「わく組足場以外の足場」として、同号ハの措置を講じなければならないこと。

⑷　第１項第３号イの「高さ」とは、作業床からさんの上縁までの距離をいうものであること。

⑸　第１項第３号イの「さん」とは、労働者の墜落防止のために、交さ筋かいの下部のすき間に水平に設置される棒状の丈夫な部材をいうものであること。

⑹　第１項第３号イ及び第６号の「幅木」とは、つま先板ともいい、物体の落下及び足の踏みはずしを防止するために作業床の外縁に取り付ける木製又は金属製の板をいうものであること。

⑺　第１項第３号イの「これらと同等以上の機能を有する設備」には、次に掲げるものがあること。

ア　高さ15センチメートル以上の防音パネル（パネル状）

イ　高さ15センチメートル以上のネットフレーム（金網状）

ウ　高さ15センチメートル以上の金網

⑻　第１項第３号ロの「手すりわく」とは、作業床から高さ85センチメートル以上の位置に設置された手すり及び作業床から高さ35センチメートル以上50センチメートル以下の位置等に水平、鉛直又は斜めに設置されたさんより構成されたわく状の丈夫な側面防護設備であって、十分な墜落防止の機能を有するものをいうものであること。なお、手すりわくについては、別図に示すものがあること。

⑼　第１項第３号ハの「高さ」とは、作業床から手すりの上縁までの距離をいうもので

あること。

⑽　第１項第３号ハの「これと同等以上の機能を有する設備」とは、次に掲げるものがあること。

ア　高さ85センチメートル以上の防音パネル（パネル状）

イ　高さ85センチメートル以上のネットフレーム（金網状）

ウ　高さ85センチメートル以上の金網

⑾　第１項第６号の「メッシュシート」とは、足場等の外側構面に設け、物体が当該構面から落下することを防止するために用いる網状のシートをいい、作業床と垂直方向に設けるものであること。

⑿　第１項第６号の「これらと同等以上の機能を有する設備」には、次に掲げるものがあること。

ア　高さ10センチメートル以上の防音パネル（パネル状）

イ　高さ10センチメートル以上のネットフレーム（金網状）

ウ　高さ10センチメートル以上の金網

⒀　第１項第６号のただし書の場合において、作業の必要上臨時に幅木等を取りはずしたときは、当該作業の終了後直ちに元の状態に戻しておかなければならないこと。

４　安衛則第567条関係

第３項の「足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間」とは、それぞれの事業者が請け負った仕事を終了するまでの間であって、元方事業者にあっては、当該事業場におけるすべての工事が終了するまでの間をいうものであること。

５　安衛則第575条の６関係

⑴　第４号の「丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る」とは、繊維ロープ等可撓性の材料で構成されるものについては認めない趣旨であること。

⑵　第４号のただし書の場合において、作業の必要上臨時に手すり等又は中さん等を取りはずしたときは、当該作業の終了後直ちに元の状態に戻しておかなければならないこと。

６　安衛則第575条の８関係

第３項の「作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間」とは、それぞれの事業者が請け負った仕事を終了するまでの間であって、元方事業者にあっては、当該事業場におけるすべての工事が終了するまでの間をいうものであること。

７　安衛則第655条関係

第２項の「足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間」とは、注文者（元方事業者）が請け負ったすべての仕事が終了するまでの間をいうものであること。

８　安衛則第655条の２関係

第２項の「作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間」とは、注文者（元方事業者）が請け負ったすべての仕事が終了するまでの間をいうものであること。

第４　関係通達の改正

昭和43年６月14日付け安発第100号関係

同通達中の記の２を廃止する。

（別図）

手すりわくの例示（第３の３の⑻関係）

⑴　手すり及び労働者の墜落防止のために有効な水平材を有する設備（作業床から高さ85センチメートル以上の位置に手すりがあり、かつ、高さ35センチメートル以上50センチメートル以下の位置に水平に設置されたさんを有する設備）

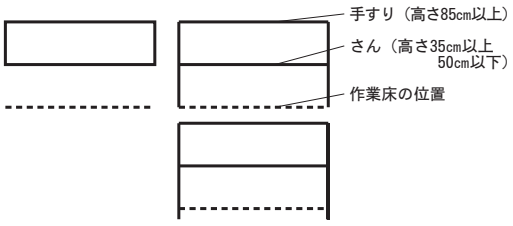

⑵　手すり及び労働者の墜落防止のために有効な斜材を２本以上有する設備（作業床から高さ85センチメートル以上の位置に手すりがあり、かつ、作業床と手すりの間に労働者の墜落防止のために有効な斜材を２本以上有する設備）

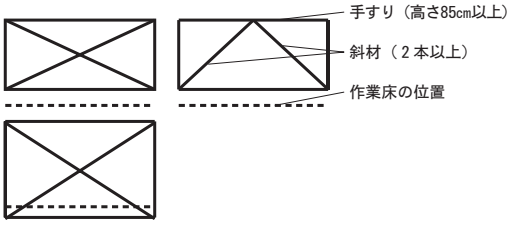

⑶　手すり及び労働者の墜落防止のために有効な鉛直材を２本以上有する設備（作業床から高さ85センチメートル以上の位置に手すりがあり、かつ、作業床と手すりの間に労働者の墜落防止のために有効な鉛直材を２本以上有する設備）

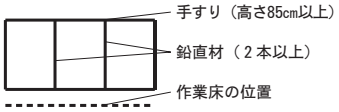

２．足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底について

（厚生労働省労働基準局安全衛生部長・平成21年４月24日・基安発第0424003号）

足場、架設通路及び作業構台（以下「足場等」という。）からの墜落及び物体の落下（以下「墜落等」という。）による労働災害の防止に関して、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第23号。以下「改正省令」という。）が、平成21年３月２日に公布され、同年６月１日から施行されることとされたところであり、その内容等については、平成21年３月11日付け基発第0311001号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」により示されたところであるが、足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底を図るため、今般、関係事業者団体に対して、別添のとおり要請を行ったところである。

ついては、当該要請を踏まえ、関係事業者等に対し、改正省令の内容の周知を図るとともに、履行の徹底を図り、管内の足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底に遺漏なきを期されたい。

（別添）

建設業労働災害防止協会会長殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底について（要請）

日頃から安全衛生行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、厚生労働省では、足場からの墜落災害の発生状況及び専門家による検討結果を踏まえ、足場、架設通路及び作業構台（以下「足場等」という。）からの墜落及び物体の落下（以下「墜落等」という。）による労働災害の防止に関して、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の改正を行うため、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第23号。以下「改正省令」という。）が平成21年３月２日に公布され、同年６月１日から施行されることとされたところであります。

つきましては、貴団体におかれましては、本改正の趣旨を御理解いただくとともに、下記の事項

に留意の上、傘下会員事業場等に対して、足場等からの墜落等に係る労働災害防止対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

なお、厚生労働省といたしましては、今後、足場からの墜落災害について、負傷災害を含め毎年データを蓄積・分析し、その結果を示すとともに、改正省令の施行後3年を目途に、改正省令等の措置の効果の把握を行い、必要があると認められるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずることとしておりますことを申し添えます。

記

1　改正規則の確実な履行

改正規則の内容は、別添1のとおりであり、足場等からの墜落等による労働災害を防止するため、改正規則の履行を確実に行うこと。

2　足場からの墜落災害防止に関するより安全な措置について

⑴　足場からの墜落災害を防止するため、以下の措置を講じることがより安全な措置であること。

［1］わく組足場にあっては、次のような措置を講じること。

ａ　交さ筋かい及び高さ15センチメートル以上40センチメートル以下のさん若しくは高さ15センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備に加え上さんを設置すること。

ｂ　手すり、中さん及び幅木の機能を有する部材があらかじめ足場の構成部材として備えられている手すり先行専用型足場を設置すること。

［2］わく組足場以外の足場にあっては、次のような措置を講じること。

手すり等及び中さん等に加え幅木を設置すること。

⑵　足場のはり間方向の建地(脚柱)の間隔と床材の幅の寸法は原則として同じものとし、両者の寸法が異なるときは、床材を複数枚設置する等により、床材は建地(脚柱)とすき間をつくらないように設置すること。

3　手すり先行工法及び働きやすい安心感のある足場の採用

足場の組立て、解体時及び使用時の墜落災害を防止するため、平成21年4月24日付け基発第0424002号「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」において示された「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づいた手すり先行工法による足場の組立て等の作業を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を設置すること。

4　足場等の安全点検の確実な実施

⑴　足場等の点検（「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく点検を含む。）に当たっては、別添2に示す足場等の種類別点検チェックリストの例を参考に各事業者が使用する足場等の種類等に応じたチェックリストを作成し、それに基づき点検を行うこと。

⑵　足場等の組立て・変更時等の点検実施者については、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を指名すること。

⑶　作業開始前の点検は職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名すること。

（別添1）

改正規則の内容

1　事業者は、架設通路の墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であって、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けなければならないものとしたこと。ただし、作業上やむを得ない場合は、必要な部分を限って臨時にこれを取りはずすことができるものとしたこと。(安衛則第552条関係)

⑴　高さ85センチメートル以上の手すり

⑵　高さ35センチメートル以上50センチメートル以下のさん又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「中さん等」という。）

2　事業者は、足場（一側足場を除く。⑴において同じ。）における高さ２メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならないものとしたこと。（安衛則第563条関係）

⑴　墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、わく組足場（妻面に係る部分を除く。以下同じ。）にあってはア又はイ、わく組足場以外の足場にあってはウに掲げる設備(丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けるものとしたこと。ただし、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時にこれらの設備を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでないこと。

ア　交さ筋かい及び高さ15センチメートル以上40センチメートル以下のさん若しくは高さ15センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備

イ　手すりわく

ウ　高さ85センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「手すり等」という。）及び中さん等

⑵　作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ10センチメートル以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備（以下「幅木等」という。）を設けるものとしたこと。ただし、⑴の規定に基づき設けた設備が幅木等と同等以上の機能を有する場合又は作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な場合若しくは作業の必要上臨時に幅木等を取りはずす場合において、立入区域を設定したときは、この限りでないこと。

3　事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた２の⑴のアからウまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならないものとしたこと。（安衛則第567条関係）

4　事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更（５において「悪天候等」という。）の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならないものとしたこと。（安衛則第567条関係）

⑴　２の⑴のアからウまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無

⑵　幅木等の取付状態及び取りはずしの有無

5　事業者は、悪天候等の後において足場における作業を開始する前に行う点検について、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならないものとしたこと。（安衛則第567条関係）

⑴　当該点検の結果

⑵　⑴の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

6　事業者は、つり足場における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、４の⑴及び⑵に掲げる事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならないものとしたこと。（安衛則第568条関係）

7　事業者は、作業構台の高さ２メートル以上の作業床の端で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、手すり等及び中さん等（それぞれ丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けるものとしたこと。ただし、作業の性質上手すり等及び中さん等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中さん等を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、こ

の限りでないこと。(安衛則第575条の 6 関係)

8　事業者は、作業構台における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならないものとしたこと。(安衛則第575条の 8 関係)

9　事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更(10において「悪天候等」という。)の後において、作業構台における作業を行うときは、作業を開始する前に、手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならないものとしたこと。(安衛則第575条の 8 関係)

10　事業者は、悪天候等の後において作業構台における作業を開始する前に行う点検について、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならないものとしたこと。(安衛則第575条の 8 関係)

⑴　当該点検の結果

⑵　⑴の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

11　注文者は、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について次の措置を講じなければならないものとしたこと。(安衛則第655条関係)

⑴　強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、足場における作業を開始する前に、 4 の⑴及び⑵に掲げる事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理するものとしたこと。

⑵　強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後において足場における作業を開始する前に行う点検について、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならないものとしたこと。

ア　当該点検の結果

イ　アの結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

12　注文者は、請負人の労働者に、作業構台を使用させるときは、当該作業構台について、次の措置を講じなければならないものとしたこと。(安衛則第655条の 2 関係)

⑴　強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、作業構台における作業を開始する前に、手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理するものとしたこと。

⑵　強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後において作業構台における作業を開始する前に行う点検について、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならないものとしたこと。

ア　当該点検の結果

イ　アの結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

13　施行期日(改正規則附則第1条関係)

改正規則は、平成21年 6 月 1 日から施行することとしたこと。

（別添２）

足場等の種類別点検チェックリスト　―（　　）足場用 ―（注１）

足場等点検チェックリスト

工　事　名（　　）工期（　　～　　）（注２）
事 業 場 名（　　）
点検者職氏名（　　）（注３）
点　検　日　　年　　月　　日
点検実施理由（悪天候後、地震後、足場の組立後、一部解体後、変更後）（その詳細　　）（注４）
足場等の用途、種類、概要（　　）（注５）

点検事項（注６）	点検の内容（注７）	良否（注８）	是正内容（注９）	確認（注10）
１　床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態				
２　建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態				
３　緊結材及び緊結金具の損傷及び腐蝕の状態				
４　墜落防止設備（則第563条第１項第３号イからハまでの設備）の取りはずし及び脱落の有無（注11）				
５　幅木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取りはずしの有無				
６　脚部の沈下及び滑動の状態				
７　筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取りはずしの有無				
８　建地、布及び腕木の損傷の有無				
９　突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能				

（注１） 本表は、チェックリストの様式の例を示したものであるが、チェックリストは、わく組足場、単管足場、くさび緊結式足場、張出し足場、つり足場、棚足場、移動式足場等足場の種類に応じたものを作成すること。また、作業構台、架設通路に関してもその構造や用途に応じたチェックリストを作成すること。

（注２） 工期は契約工期ではなく、実際の工期を記入すること。なお、点検結果等の保存については、労働安全衛生規則第567条第３項、第575条の８第３項、第655条第２項及び第655条の２第２項において、足場又は作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間となっていることに留意すること。

（注３） 点検の実施者は、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第19条の２に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者から指名すること。

（注４） 点検の実施理由は、労働安全衛生規則第567条第２項に規定されている強風、大雨、大雪等の悪天候、中震以上の地震、足場の組立て後、一部解体後、変更後のいずれに該当するか詳細も含めて記入すること。また、定期に点検を行う場合もその内容を記入すること。

（注５） 足場等の用途、種類、概要欄は、外装工事用わく組足場、内装工事用移動式足場、船舶塗装用つり棚足場等、その用途や構造が明らかになるような名称を記入するとともに、足場の大きさ（高さ×幅、層数×スパン数）及び設置面等の概要も記入すること。

（注６） 点検事項は、労働安全衛生規則第567条第２項の第１号から第９号までの各号に規定されている事項は最低限列挙すること。また、この法定事項以外に、足場計画通りかの確認、昇降設備関係、最大積載荷重表示等の事項も点検対象に加えることも考えられること。

（注７） 点検の内容は、別表「点検の内容例」（省略）のように、上記点検事項に係る点検を確実に実施するための具体的な内容であり、その内容は、事業者のみならず、元請け、仮設機材メーカー等と協議して定めること。その際、災害防止団体等が作成している同様のチェックリスト等を参考にすることが望ましいこと。

（注８） 点検結果の良否については、足場の該当箇所が明らかになるよう記載すること。

（注９） 是正内容については、是正箇所、是正方法、是正した期日を明らかにすること。

（注10） 是正の確認は、点検者のみならず、管理者、事業者又はそれに代わる者も行うこと。

（注11） 手すり、中さん等の墜落防止設備の点検に当たっては、単に取り外しや脱落の有無だけでなく、その取り付け状態が適切であるか、入念に点検する必要があること。

３．「手すり先行工法に関するガイドライン」について

（厚生労働省労働基準局長・平成21年４月24日・基発第0424001号）

建設業における足場からの墜落災害を防止するため、平成15年４月１日付け基発第0401012号「手すり先行工法に関するガイドラインの策定について」（以下「0401012号通達」という。）の別添１「手すり先行工法に関するガイドライン」により、手すり先行工法の普及を図ってきたところであるが、今般、足場からの墜落による労働災害の防止に関して、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第23号。以下「改正省令」という。）、が平成21年３月２日に公布され、同年６月１日から施行されることとされたところである。

ついては、この改正省令により措置された事項を確実に履行するとともに、別紙のとおり「手すり先行工法等に関するガイドライン」を定めるので、関係事業者に対しその普及・定着を図り、建設業における足場からの墜落等に係る労働災害防止対策の一層の推進を図られたい。

なお、別添（省略）のとおり関係団体に対し、その周知・普及について、協力を要請しているので了知されたい。

おって、0401012号通達は廃止する。

（別紙）

手すり先行工法等に関するガイドライン

第１　目的

本ガイドラインは、労働安全衛生関係法令と相まって、足場の設置を必要とする建設工事において、手すり先行工法による足場の組立て、解体又は変更の作業（以下「足場の組立て等の作業」という。）を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を使用することにより、労働者の足場からの墜落等を防止し、併せて快適な職場環境の形成に資することを目的とする。

第２　適用対象

本ガイドラインは、足場の設置を必要とする建設工事に適用する。

第３　定義

１　手すり先行工法

本ガイドラインで示す「手すり先行工法」とは、建設工事において、足場の組立て等の作業を行うに当たり、労働者が足場の作業床に乗る前に、別紙１（省略）に示す「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」に基づいて、当該作業床の端となる箇所に適切な手すりを先行して設置し、かつ、最上層の作業床を取りはずすときは、当該作業床の端の手すりを残置して行う工法をいう。

２　働きやすい安心感のある足場

本ガイドラインで示す「働きやすい安心感のある足場」とは、手すり先行工法により組み立てられた足場であって、関係する労働安全衛生法令のすべてを満たした上で、第６の「留意すべき事項」及び別紙２（省略）の「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に基づき、より安全な作業を行えるように必要な措置を講じた足場をいう。

第４　事業者等の責務

事業者は、労働安全衛生関係法令を遵守するとともに、本ガイドラインに基づき、足場の組立て等の作業を行い、かつ、働きやすい安心感のある足場を使用することにより、建設工事における墜落等による労働災害の一層の防止に努めるものとする。

労働者は、労働安全衛生関係法令に定める労働者が守るべき事項を遵守するとともに、事業者が本ガイドラインに基づいて行う措置に協力することにより、建設工事における墜落等による労働災害の防止に努めるものとする。

第５　講ずべき措置

１　足場に係る施工計画の策定

事業者は、次により、足場の設置を行う作業箇所等に係る事前調査を行うとともに、足場に係る施工計画として、足場計画、機材管理計画、作業計画、機械計画、仮設備計画、安全衛生管理計画及び工程表を策定し、関係労働者に周知すること。

⑴　事前調査

足場を設置する前に次のア及びイの調査を実施し、当該調査結果に基づき、⑵から⑻までの計画を作成すること。

ア　敷地内調査

建設工事を行う敷地内について、現地踏査等の方法により次の事項に関して調査を行い、その状況を把握すること。

(ｱ)　敷地内の建築物等の有無及びその状況

(ｲ)　敷地の広さ、形状、傾斜、土質等の状況

(ｳ)　敷地使用上の制約等

㈣　その他足場の設置に関して必要な事項

イ　周囲の調査

建設工事を行う敷地周辺について、現地踏査等の方法により次の事項に関して調査を行い、その状況を把握すること。

㈠　敷地に隣接する建築物等の有無及びその状況

㈡　架空電線の有無及びその状況

㈢　崖、溝、水路、樹木等の有無及びその状況

㈣　道路、交通量、交通規制等の状況

㈤　工事施工上の制約等

㈥　その他足場の設置に関して必要な事項

⑵　足場計画

⑴の事前調査の結果に基づき、次の事項を明らかにした足場計画を作成すること。

ア　足場の種類等

別紙１（省略）及び２（省略）のうちから、足場の種類及び手すり先行工法による足場の組立て等の作業方法を定めること。

イ　構造

足場は、丈夫で、墜落の危険の少ない安心感のある構造とすること。

ウ　設計荷重

足場の自重、積載荷重、風荷重、水平荷重等を適切に設定すること。

エ　最大積載荷重

足場の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定めること。

オ　機材

足場の構造に応じた機材の種類及び量を確認するとともに、必要となる時期までに確保できるようにすること。

カ　組立図

足場の各部材の配置、寸法、材質並びに取付けの時期及び順序が明記された組立図を作成すること。

キ　点検

第６の３に基づき、足場の点検及び補修並びにこれらの結果の記録の保存の方法、期間等を定めること。

⑶　機材管理計画

⑵のオの機材については、次の事項を明らかにした機材管理計画を作成すること。

ア　機材の点検

足場の組立て及び変更の作業を行う前に、機材の欠陥・損傷の有無等について点検し、不良品を取り除くこと。

イ　規格への適合の確認

わく組足場等の鋼管足場用の部材及び附属金具については、鋼管足場用の部材及び附属金具の規格（昭和56年労働省告示第103号）に適合していることを確認すること。

ウ　経年管理の確認

機材については、平成８年４月４日付け基発第223号の２「経年仮設機材の管理について」に基づいて適切に経年管理が行われていることを確認すること。

⑷　作業計画

⑴の事前調査の結果及び⑵により決定した足場の種類に応じて、次の事項を明らかにした作業計画を作成すること。

ア　足場の組立ての作業の準備

㈠　足場の組立ての作業に支障となる障害物等の除去方法

㈡　架空電線の防護方法

㈢　足場の基礎地盤の整備方法

㈣　周辺道路、隣接家屋等への機材の飛来等の防止方法

㈤　機材等の搬入及び仮置き方法

㈥　その他足場の組立ての作業の準備に必要な事項

イ　足場の組立ての作業

㈠　足場を構成する部材の取付けの方法及び手順

㈡　朝顔、荷上げ構台、巻上機等足場の部材に取り付ける設備の取付けの方法及び手順

㈢　階段及び踊り場の設置方法及び設置手順
㈣　出入口等の補強方法及び補強手順
㈤　(5)のイの㈠に応じた作業手順
㈥　その他足場の組立ての作業に必要な事項

ウ　足場の解体の作業
㈠　イの㈠から㈣までの作業により取り付けたすべての部材等の取りはずし順序及びそれぞれの部材等の取りはずし手順
㈡　(5)のイの㈠に応じた作業手順
㈢　その他足場の解体の作業に必要な事項

エ　足場の変更の作業
足場の変更の作業においては、部材等の取りはずしの作業はウ、部材等の取付けの作業はイによるとともに、次の事項を明らかにすること。
㈠　足場の変更に関する承認方法
㈡　一時的変更の場合における復元の時期及び確認方法
㈢　足場を変更する時期、範囲及び内容を関係労働者に周知する方法
㈣　その他足場の変更の作業に必要な事項

(5)　機械計画
足場の組立て等の作業にクレーン、移動式クレーン、車両系建設機械等の機械（以下「機械」という。）を使用する必要があるときは、次の事項を明らかにした機械計画を作成すること。

ア　機械の設置
㈠　使用する機械の種類、能力及び必要台数
㈡　使用する機械の設置場所、設置方法及び設置期間
㈢　使用する機械の搬出入の方法
㈣　その他機械の設置に必要な事項

イ　機械の使用
㈠　機械の作業範囲及び作業方法
㈡　機械の運行経路
㈢　機械の運転中に立入りを禁止する方法又は誘導者を配置する方法
㈣　その他機械の使用に必要な事項

(6)　仮設備計画
次の足場に関連する仮設備を設置するときは、当該仮設備の種類、数量、設置場所、設置方法、設置期間及び使用方法を明らかにした仮設備計画を作成すること。

ア　安全に昇降するための仮設備
イ　飛来落下を防止するための仮設備
ウ　照明を確保するための仮設備
エ　電源を確保するための仮設備
オ　その他必要な仮設備

(7)　安全衛生管理計画
次の事項を明らかにした安全衛生管理計画を作成すること。

ア　安全衛生管理体制
イ　安全衛生教育
ウ　安全衛生活動

(8)　工程表
足場を使用する作業（足場の組立て等の作業を除く。以下同じ。）及び足場の組立て等の作業において、次の事項を明らかにした工程表を作成すること。

ア　各作業に関する工程
イ　安全衛生管理に関する工程
ウ　各作業間及び各作業と安全衛生管理の関連

2　足場に係る施工計画の実施及び変更時の措置

事業者は、1で策定した足場に係る施工計画及び別紙1（省略）に基づき、手すり先行工法による一連の作業を適切に行うこと。

また、当該施工計画を変更する必要が生じた場合は、事前に関係者と十分に検討を行うものとし、変更した施工計画は関係労働者に周知すること。

第6　留意すべき事項

事業者は、第5の1で策定した足場に係る施工計画及び別紙1（省略）に基づき、手すり先

行工法による一連の作業を行うとともに、次の事項に留意すること。

1　足場の構造上の留意事項

足場の組立てに当たっては、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第570条、第571条等の労働安全衛生関係法令を遵守し、第５の１の⑵のカ及び⑷のイに基づいて組み立てるとともに、次によること。

⑴　脚部

ア　足場の脚部の沈下を防止するため、地盤を十分に突き固め、敷板等を敷き並べること。

イ　わく組足場にあっては、建わくの脚柱下端にジャッキ型ベース金具を配置し、建わくの高さをそろえること。

⑵　布

ア　足場のはり間方向の建地又は脚柱の間隔と床材の幅の寸法は原則として同じものとし、両者の寸法が異なるときは、床材を複数枚設置する等により、床材と建地又は脚柱とすき間をつくらないように設置すること。

イ　床付き布わくのつかみ金具は、外れ止めを確実にロックすること。

⑶　筋かい

ア　わく組み足場にあっては、交さ筋かいを原則として外側及び躯体側の両構面に取り付けること。

イ　建わくの交さ筋かいピンは、確実にロックすること。

⑷　壁つなぎ

ア　わく組足場にあっては、壁つなぎの間隔を垂直方向９メートル以下、水平方向８メートル以下で取り付けるとともに、最上層に壁つなぎ又は控えを取り付けること。

イ　単管足場にあっては、壁つなぎの間隔を垂直方向５メートル以下、水平方向5.5メートル以下で取り付けるとともに、最上層に壁つなぎ又は控えを取り付けること。

ウ　壁つなぎは、可能な限り壁面に直角に取り付けること。

エ　壁つなぎ用のアンカーは、専用のものを用いること。なお、後付けアンカーの場合、必要な引抜強度を確保すること。

オ　壁つなぎとして鋼管を躯体のＨ形鋼等に鉄骨用クランプを用いて設置する場合にあっては、鋼管１本につきＨ形鋼等のフランジ部２箇所で取り付けること。

2　足場の組立て等の作業における留意事項

足場の組立て等の作業に当たっては、第５の１の⑷の作業計画に基づいて作業を行うとともに、次に定めるところによること。

⑴　作業時期等の周知

足場の組立て等に係る時期、範囲及び順序を関係労働者に周知すること。

⑵　立入禁止

足場の組立て等の作業を行う区域内には、関係労働者以外の立入りを禁止すること。

⑶　手すり先行の徹底

手すりが先行して設置されていない作業床及び手すりが取りはずされた作業床には乗ってはならないことを関係労働者に周知徹底すること。

⑷　安全帯の使用

手すりを先行して設置できない箇所においては、労働者に安全帯を使用させるとともに、安全帯を確実に接続された建てわく等又は労働者が作業床上で作業する前に設置した親綱に取り付けさせること。

⑸　安全帯を取り付ける親綱の設置等

安全帯を取り付ける親綱を設置するときは、別紙１（省略）の４の⑴に基づいた性能を有する機材を同⑵に基づいて設置し、使用すること。

⑹　悪天候時の作業の中止

強風時等の悪天候が予想されるときは、足場の組立て等の作業を中止すること。

⑺　つり網等の使用

材料等を上げおろしするときは、つり網、つり袋等を労働者に使用させること。

⑻　作業主任者の選任

足場の組立て等の作業を行うときは、足場の組立て等作業主任者を選任し、その者に労働安全衛生規則第566条の職務を行わせるとともに、関係労働者が不安全行動を行わないよう監視させること。

⑼　足場の変更

足場を変更する場合は、第５の１の⑷のエで定めた変更の方法等に基づき、変更の作業を行うとともに、一時的に変更した部材は必ず復元すること。

３　足場の点検等に関する留意事項

⑴　点検等の実施

ア　足場の組立て等の作業の監視

足場の組立て等の作業を行うときは、足場の組立て等作業主任者に労働安全衛生規則第566条に規定する作業の進行状況等の監視を行わせるとともに、別紙１（省略）の３及び４に示す各機材等の使用状況についても監視させること。

イ　足場の組立て等の作業後の点検

足場の組立て等の作業を行った後においては、⑵のアにより指名された点検者によって、⑵のイにより作成した点検表を用いて労働安全衛生規則第567条第２項に規定する点検を実施するとともに、別紙２（省略）の３　のメッシュシート等の設置状況についても点検を行い、異常を認めたときは直ちに補修すること。

ウ　作業開始前点検

足場を使用する作業等を開始する前に、職長等当該足場を使用する労働者の責任者から点検者を指名し、労働安全衛生規則第567条第１項の点検を実施すること。

⑵　点検等の実施体制

ア　点検者の指名

⑴のイの点検の実施者については、原則として、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第19条の２に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識、経験を有する者を指名すること。

イ　点検表の作成

⑴のイの点検については、足場の種類・機材に応じた点検等を行う項目を定めた点検表を作成すること。

ウ　点検・補修結果等の記録及び保存

点検等の結果及び当該点検の結果に基づいた補修等の内容については、労働安全衛生規則第567条第３項に基づきイの点検表に記録し、必要な期間保存すること。

４　足場を使用する作業等における留意事項

⑴　足場を使用する作業等の開始

足場を使用する作業等は、３の⑴のウの点検を行った後でなければ開始してはならないこと。

⑵　手すり等の確認の徹底

作業床の端に手すり等が設置されていない場合は、足場を使用する作業等を行ってはならないことを関係労働者に周知徹底すること。

⑶　最大積載荷重の遵守

作業床には、第５の１の⑵のエで定めた最大積載荷重を超えて作業床に積載してはならないこと。

⑷　悪天候時の作業の中止

強風時等の悪天候が予想されるときは、足場を使用する作業等を中止すること。

⑸　不安全行動の排除

わく組足場の建わくを昇降する等足場上での不安全行動を行わないことを雇入れ時教育、第５の１の⑺のイの安全衛生教育等により、関係労働者に徹底すること。

4．チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針について

（厚生労働省労働基準局長・平成21年７月10日・基発0710第２号）

チェーンソー以外の振動工具の適切な取扱い等による振動障害の予防については、昭和50年10月20日付け基発第608号「チエンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害の予防について」の別添「チエンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」等により推進してきたが、振動の周波数、振動の強さ、振動ばく露時間により、手腕への影響を評価し、振動障害予防対策を講ずることが有効であること等を踏まえて、今般、国際標準化機構（ISO）等が取り入れている「周波数補正振動加速度実効値の３軸合成値」及び「振動ばく露時間」で規定される１日８時間の等価振動加速度実効値（日振動ばく露量A（８））の考え方等に基づく対策を推進するため、別紙のとおり、「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」を定めることとしたところである。

貴局においても、本指針に基づく取組について、関係事業者に対する指導等に遺憾なきを期されたい。

なお、本通達をもって、昭和50年10月20日付け基発第608号「チエンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害の予防について」は廃止する。

（別紙）

チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針

1　対象業務の範囲

この指針は、次の業務を対象とするものであること。

⑴　ピストンによる打撃機構を有する工具を取り扱う業務

⑵　エンジンカッター等の内燃機関を内蔵する工具で、可搬式のもの（チェーンソーを除く。）を取り扱う業務

⑶　携帯用の皮はぎ機等の回転工具を取り扱う業務（⑸の業務を除く。）

⑷　携帯用のタイタンパー等の振動体内蔵工具を取り扱う業務

⑸　携帯用研削盤、スイング研削盤その他手で保持し、又は支えて操作する型式の研削盤（使用する研削といしの直径（製造時におけるものをいう。以下同じ。）が150㎜を超えるものに限る。）を取り扱う業務（金属、石材等を研削し、又は切断する業務に限る。）

⑹　卓上用研削盤又は床上用研削盤（使用するといしの直径が150㎜を超えるものに限る。）を取り扱う業務（鋳物のばりとり又は溶接部のはつりをする業務に限る。）

⑺　締付工具を取り扱う業務

⑻　往復動工具を取り扱う業務

なお、⑴から⑻までに掲げる業務で使用されるチェーンソー以外の具体的な振動工具（以下「振動工具」という。）は別紙１のとおりであること。

2　振動工具の選定基準

⑴　１の⑴から⑻まで（⑹を除く。）に掲げる業務に用いられる工具を使用する際は、次の要件に適合しているものを選定すること。

ア　振動

㋐　振動ができるだけ小さいものであること。

㋑　使用に伴って作用点から発生する振動が、発生部分以外の部分へ伝達しにくいものであること。

㋒　次の要件に適合するハンドル又はレバー（以下「ハンドル等」という。）が取り付けられているものであること。

ａ　そのハンドル等のみを保持して作業を行うことができるものであること。

ｂ　適正な角度に取り付けられており、通常の使用状態で手指及び手首に無理な力をかける必要がないものであること。

ｃ　工具の重心に対し、適正な位置に取

り付けられているものであること。

d　防振ゴム等の防振材料を介して工具に取り付けられているものであることが望ましいこと。

e　にぎり部は、作業者の手の大きさ等に応じたものであること。

f　にぎり部は、厚手で軟質のゴム等の防振材料で覆われているものであることが望ましいこと。

イ　重量等

(ｱ)　エンジンカッター、携帯用研削盤その他手で保持し、かつ、その重量を身体で支えながら使用する振動工具については、軽量のものであること。

(ｲ)　作業に必要とする大部分の推力が機械力又はその自重で得られるものであること。

(ｳ)　エアーホース又はコードは、適正な位置及び角度に取り付けられているものであること。

なお、エアーホースの取付部は、自在型のものであることが望ましいこと。

ウ　騒音

圧縮空気を動力源とし、又は内燃機関を内蔵する振動工具については、吸排気に伴って発生する騒音を軽減するためのマフラーが装着されているものであること。

エ　排気の方向

圧縮空気を動力源とし、又は内燃機関を内蔵する振動工具は、作業者が直接マフラーからの排気にさらされないものであること。

(2)　1の(6)に規定する振動工具を使用しようとするときは、振動加速度ができるだけ小さいものとするとともに、加工の方法、被加工物の大きさ等に適合している支持台（ワークレスト）が取り付けられているものを選定すること。

3　振動作業の作業時間の管理

(1)　振動業務とこれ以外の業務を組み合わせて、振動業務に従事しない日を設けるように努めること。

(2)　使用する振動工具の「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」を、振動工具への表示、取扱説明書、製造者等のホームページ等により把握し、当該値及び1日当たりの振動ばく露時間から、次式、別紙2の表等により日振動ばく露量A（8）を求め、次の措置を講ずること。

$$\text{日振動ばく露量 } A(8) = a \times \sqrt{\frac{T}{8}} [m/s^2]$$

（a［m/s²］は周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値、T［時間］は1日の振動ばく露時間）

ア　日振動ばく露量A（8）が、日振動ばく露限界値（5.0m/s²）を超えることがないよう振動ばく露時間の抑制、低振動の振動工具の選定等を行うこと。

イ　日振動ばく露量A（8）が、日振動ばく露限界値（5.0m/s²）を超えない場合であっても日振動ばく露対策値（2.5m/s²）を超える場合には振動ばく露時間の抑制、低振動の振動工具の選定等の対策に努めること。

ウ　日振動ばく露限界値（5.0m/s²）に対応した1日の振動ばく露時間（以下「振動ばく露限界時間」T_Lという。）を次式、別紙2の表等により算出し、これが2時間を超える場合には、当面、1日の振動ばく露時間を2時間以下とすること。

$$\text{振動ばく露限界時間 } T_L = \frac{200}{a^2} [\text{時間}]$$

（a［m/s²］は周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値）

ただし、振動工具の点検・整備を、製造者又は輸入者が取扱説明書等で示した時期及び方法により実施するとともに、使用する個々の振動工具の「周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値」aを、点検・整備の前後を含めて測定・算出している場合において、振動ばく露限界時間が当該測定・算出値の最大値に対応したものとなるときは、この限りでないこと。

なお、この場合であっても1日のばく露時間を4時間以下とすることが望ましいこと。

エ　使用する振動工具の「周波数補正振動加速度実効値の３軸合成値」が把握できないものは、類似の振動工具の「周波数補正振動加速度実効値の３軸合成値」ａを参考に振動ばく露限界時間を算出し、これが２時間を超える場合には、１日の振動ばく露時間を２時間以下のできる限り短時間とすること。

⑶　作業の性格上、同一の作業者が同一現場で連続して作業を行うことが不可欠である場合でかつ日振動ばく露量が5.0m/s²を超える場合には、１週間の作業の計画を作成した上で、振動ばく露を１日８時間５日（週40時間）として算出し、日振動ばく露量Ａ（８）を5.0m/s²以下とする１日のばく露許容時間としてもやむを得ないこと。

⑷　事業者は、作業開始前に、⑵ウ及びエに基づき使用する振動工具の１日当たりの振動ばく露限界時間から、１日当たりの振動ばく露時間を定め、これに基づき、具体的な振動工具を用いた作業の計画を作成し、書面等により労働者に示すこと。

なお、事業者は、同一労働者が1日に複数の振動工具（チェーンソーを含む。）を使用する場合には、個々の振動工具（チェーンソーを含む。）ごとの「周波数補正振動加速度実効値の３軸合成値」等から、次式により当該労働者の日振動ばく露量Ａ（８）を求めること。

$$a_{hv(rms)}=\sqrt{\frac{1}{T_V}\sum_{i-1}^{n}\left(a^2_{hv(rms)\,i}T_i\right)}\ [m/s^2]$$

$$\text{日振動ばく露量}\quad A(8)=a_{hv(rms)}\sqrt{\frac{T_V}{8}}\ [m/s^2]$$

（$a_{hv(rms)\,i}$はｉ番目の作業の３軸合成値、T_iはｉ番目の作業のばく露時間、ｎは作業の合計数、T_Vはｎ個の作業の合計ばく露時間）

⑸　１の⑴に掲げる業務のうち、金属又は岩石のはつり、かしめ、切断、鋲打及び削孔の業務については、一連続の振動ばく露時間の最大は、おおむね10分以内とし、一連続作業の後５分以上の休止時間を設けること。また、作業の性質上、ハンドル等を強く握る場合又は工具を強く押さえる場合には、一連続の振動ばく露時間を短縮し、かつ、休止時間の延長を図ること。

⑹　１の⑵から⑻までの業務について、一連続の振動ばく露時間の最大は、おおむね30分以内とし、一連続作業の後５分以上の休止時間を設けること。

４　工具の操作時の措置

⑴　工具の操作方法

ア　ハンドル等以外の部分は、持たないこと。

イ　ハンドル等は、過度に強く握らず、かつ、強く押さないこと。

ウ　さく岩機等により削孔、掘さく、はつり等を行うとき（特に、削孔の開始時）は、たがねを手で保持しないこと。

なお、作業の性質上、たがねを固定する必要がある場合は、適切な補助具を用いること。

また、下向きの削孔、掘さく等を行うときは、軽くひじを曲げできるだけ力を抜いて工具を保持するようにすること。

⑵　作業方法

ア　ハンドル等を過度に強く握る作業方法、手首に強く力を入れる作業方法、腕を強く曲げて工具の重量を支える作業方法等の筋の緊張を持続させるような作業方法は避けること。

イ　肩、腹、腰等手以外の部分で工具を押す等工具の振動が直接身体に伝わる作業方法は、避けること。

ウ　振動工具を使用する労働者が、当該振動工具の排気を直接吸い込むおそれのある作業方法は、避けること。

⑶　振動工具の支持

振動工具の重量を手で支えて使用する工具は、できる限りアーム、支持台、スプリングバランサー、カウンターウエイト等により支持すること。

⑷　被加工物の支持について

１の⑹に掲げる業務を行うときは、できる

限り被加工物をワークレストで支えて研削すること。

5　たがね等の選定及び管理

たがね、カッター等は、加工の目的、被加工物の性状等に適合したものを選定し、かつ、適切に整備されたものを使用すること。

なお、適切な整備のためには、集中的な管理が望ましいこと。

6　圧縮空気の空気系統に係る措置

⑴　送気圧を示す圧力計をホースの分岐部付近に取り付け、定められた空気圧の範囲内で振動工具を使用すること。

⑵　配管に、適切なドレン抜きを取り付け、必要に応じて圧縮空気のドレンを排出すること。

7　点検・整備

⑴　振動工具を製造者又は輸入者が取扱説明書等で示した時期及び方法により定期的に点検・整備し、常に最良の状態に保つようにすること。

⑵　振動工具を有する事業場については「振動工具管理責任者」を選任し、振動工具の点検・整備状況を定期的に確認するとともに、その状況を記録すること。

8　作業標準の設定

振動工具の取扱い及び整備の方法並びに作業の方法について、適正な作業標準を具体的に定めること。

9　施設の整備

⑴　休憩設備等

ア　屋内作業の場合には、適切な暖房設備を有する休憩室を設けること。

イ　屋外作業の場合には、有効に利用することができる休憩の設備を設け、かつ、暖房の措置を講ずること。

ウ　手洗等のため温水を供給する措置を講ずることが望ましいこと。

⑵　衣服等の乾燥設備

湧水のある坑内等において衣服が濡れる作業を行う場合には、衣服を乾燥するための設備の設置等の措置を講ずること。

10　保護具の支給及び使用

⑴　防振保護具

軟質の厚い防振手袋等を支給し、作業者に使用させること。

⑵　防音保護具

90dB（A）以上の騒音を伴う作業の場合には、作業者に耳栓又は耳覆いを支給し、使用させること。

11　体操の実施

作業開始時及び作業終了後に手、腕、肩、腰等の運動を主体とした体操を行うこと。なお、体操は、作業中も随時行うことが望ましいこと。

12　健康診断の実施及びその結果に基づく措置

昭和49年１月28日付け基発第45号「振動工具（チェンソー等を除く。）の取扱い等の業務に係る特殊健康診断について」、昭和50年10月20日付け基発第609号「振動工具の取扱い業務に係る特殊健康診断の実施手技について」及び昭和50年10月20日付け基発第610号「チェンソー取扱い業務に係る健康管理の推進について」の別添「チェンソー取扱い業務に係る健康管理指針」に基づき健康診断の実施及び適切な健康管理を行うこと。

13　安全衛生教育の実施

作業者を新たに振動業務に就かせ、又は作業者の取り扱う振動工具の種類を変更したときは、当該作業者に対し、振動が人体に与える影響、日振動ばく露量Ａ（８）に基づく振動ばく露限界時間等の工具の適正な取扱い及び管理方法についての教育を行うこと。

（別紙１）

チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針対象工具

⑴　ピストンによる打撃機構を有する工具（［１］さく岩機、［２］チッピングハンマー、［３］リベッティングハンマー、［４］コーキングハンマー、［５］ハンドハンマー、［６］ベビーハンマー、［７］コンクリートブレーカー、［８］スケーリングハンマー、［９］サンドランマー、［10］ピックハンマー、［11］多針タガネ、［12］オートケレン、［13］電動ハンマー）

⑵　内燃機関を内蔵する工具（可搬式のもの）（［１］エンジンカッター、［２］ブッシュクリーナー）

(3)　携帯用皮はぎ機等の回転工具（(5)を除く。）（[１]携帯用皮はぎ機、[２]サンダー、[３]バイブレーションドリル）

(4)　携帯用タイタンパー等の振動体内蔵工具（[１]携帯用タイタンパー、[２]コンクリートバイブレーター）

(5)　携帯用研削盤、スイング研削盤その他手で保持し、又は支えて操作する型式の研削盤（使用する研削といしの直径が150㎜を超えるものに限る。）

(6)　卓上用研削盤又は床上用研削盤（使用するといしの直径が150㎜を超えるものに限る。）

(7)　締付工具（[１]インパクトレンチ）

(8)　往復動工具（[１]バイブレーションシャー、[２]ジグソー）

（別紙２）　日振動ばく露量Ａ(８)の対数表

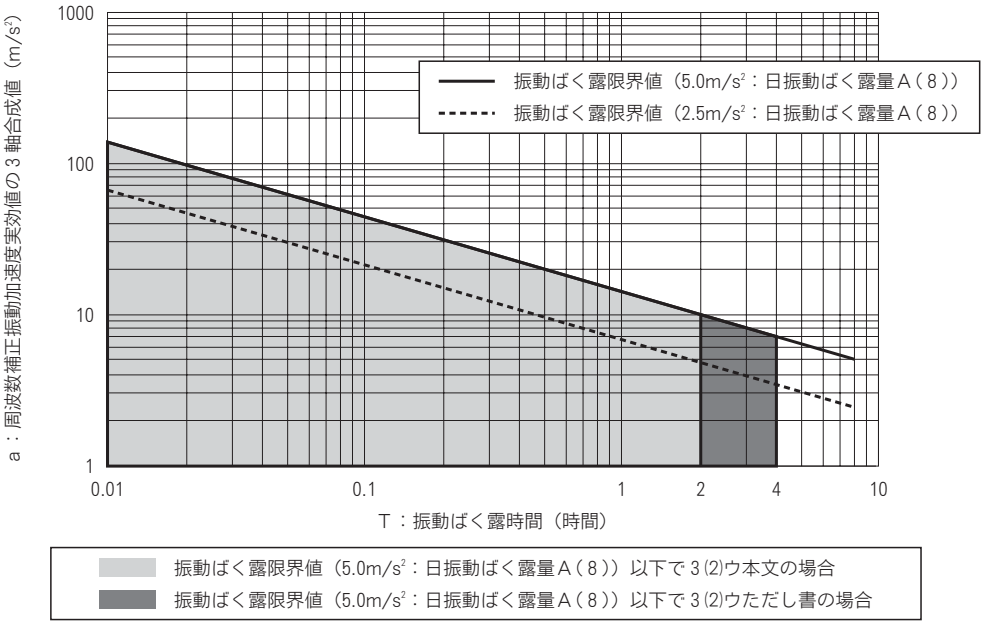

※次の通達、指針等については名称のみを紹介していますが、全文については、建災防HP（http://www.kensaibou.or.jp/）または、安全衛生情報センターHP（http://www.jaish.gr.jp/）をご参照ください。

１．危険性又は有害性等の調査等に関する指針について

（厚生労働省労働基準局長・平成18年３月10日・基発0310001号）

２．改正 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）ガイドライン

（建設業労働災害防止協会・平成18年６月１日改正）

３．建設業における総合的労働災害防止対策の推進について

（厚生労働省労働基準局長・平成19年３月22日・基発第0322002号）